

平成 27 年第 8 回議会運営委員会

【日時】平成 27 年 6 月 12 日(金)午前 9 時

【場所】第一委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 一般質問の日程等について

資料 No. 1・2

(2) 請願及び陳情について

資料 No. 3

ア 今議会提出分 請願 6 件、陳情 1 件

請願：総務委員会 3 件、社会文教委員会 3 件

陳情：社会文教委員会 1 件

(3) 最終日の日程等について

ア 議案に対する意思表示等の方法について

反対・賛成の討論、反対・賛成の意思表示又は修正の動議

6 月 24 日(水)午後 5 時まで

(4) 議会改革推進会議から

資料 No. 4

(5) 飯田市議会会議規則の一部を改正する規則及び飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について

資料 No. 5

(6) 議長記者会見について

6 月 29 日(月)午前 10 時 第 1 委員会室

4 その他

5 閉会

平成27年飯田市議会第2回定例会 一般質問(案)

番号	質問者	実施日	実施時間	持ち時間(分)	備考	
1	新井 信一郎	6月12日	10:00 ~ 10:40	40		
2	福沢 清		10:40 ~ 11:20	40		
3	湯澤 啓次		11:20 ~ 12:00	40		
休憩 (60分)						
4	清水 可晴		13:00 ~ 13:40	40		
5	木下 容子		13:40 ~ 14:20	40		
6	林 幸次		14:20 ~ 15:00	40		
休憩 (15分)						
7	村松 まり子		15:15 ~ 15:55	40		
8	森本 政人		15:55 ~ 16:35	40		
9	永井 一英	16:35 ~ 17:15	40			
休憩 (15分)						
10	小倉 高広	17:30 ~ 18:10	40			
11	湊 猛	6月15日	9:00 ~ 9:40	40		
12	井坪 隆		9:40 ~ 10:10	30		
休憩 (15分)						
13	原 和世		10:25 ~ 11:05	40		
14	熊谷 泰人		11:05 ~ 11:45	40		
休憩 (75分)						
15	後藤 荘一		13:00 ~ 13:40	40		
16	清水 勇		13:40 ~ 14:20	40		
17	古川 仁		14:20 ~ 15:00	40		
休憩 (15分)						
18	山崎 昌伸	15:15 ~ 15:55	40			
19	吉川 秋利	15:55 ~ 16:35	40			
				合計	750	

平成27年飯田市議会第2回定例会

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
6			議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
	12	金	開 議 午前10時 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 延 会	
	13	土		
	14	日		
	15	月	開 議 午前9時 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 請願、陳情上程（請願6件、陳情1件） 委員会付託 散 会	
	16	火		
	17	水		
	18	木	総務委員会	午前10時 第1委員会室
	19	金	社会文教委員会	午前10時 第1委員会室
	20	土		
	21	日		
	22	月	産業建設委員会	午前10時 第1委員会室
	23	火	委員会予備日	
	24	水	リニア推進特別委員会	午前10時 第1委員会室
	25	木		

		議会運営委員会	午前9時	第1委員会室
6	26	金	<p>開 議 午前10時</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <p>日程第4 議案審議</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論、採決</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 追加議案</p> <p style="padding-left: 4em;">ア 委員会付託議案 (あれば) 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑、委員会付託 委員長報告、質疑、討論、採決</p> <p style="padding-left: 4em;">イ 議会議案 議会議案第 号から議会議案第 号まで 質疑、討論及び採決</p> <p>日程第5 請願、陳情上程 (あれば) 委員会付託</p> <p>日程第6 閉会中の継続審査の申し出</p> <p>閉 会</p>	

平成27年飯田市議会第2回定例会

請願文書表

6月15日上程

受理番号	受理年月日	請願者住所氏名	要旨	紹介議員	付託委員会
2	27.5.27	飯田市丸山町1丁目8番地6 下伊那地区平和・人権・環境労働組 合会議 議長 岡本 佳宏	国に対し、集团的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、平和安全法制にかかる2法案の制定を断念するよう求める意見書を提出願いたい	清水可晴	総務委員会
3	27.5.27	長野市県町532番地3 日本労働組合総連合会長野県連合会 会長 中山 千弘 他1名	国に対し、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を提出願いたい	福沢 清 清水可晴 竹村圭史	総務委員会
4	27.5.27	飯田市高羽町3丁目16番地 飯田市立飯田東中学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 齊藤 真治	国に対し、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書を提出願いたい	清水 勇	社会文教委員会
5	27.5.27	飯田市高羽町3丁目16番地 飯田市立飯田東中学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 齊藤 真治	国に対し、国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書を提出願いたい	清水 勇	社会文教委員会
6	27.5.27	飯田市高羽町3丁目16番地 飯田市立飯田東中学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 齊藤 真治	国に対し、複式学級の編成基準の改善及び教職員定数増を求める意見書を提出願いたい	清水 勇	社会文教委員会
7	27.5.27	飯田市羽場権現979番地3 飯伊平和委員会 代表 佐藤 功	国に対し、平和安全法制整備法を撤回する意見書を提出願いたい	後藤 荘一	総務委員会

平成27年飯田市議会第2回定例会

陳情文書表

6月15日上程

受理 番号	受 理 年 月 日	陳情者住所氏名	要 旨	付 託 委 員 会
1	27.5.25	飯田市鼎一色181番地5 ひまわりグループ 代表 奥村 愛子	国に対し、自治体による乳幼児医療等の 単独助成に対する、国民健康保険制 度における国庫負担の減額調整措置の 在り方について見直しを求める意見書 を提出願いたい	社会文教 委員会

平成 27 年 6 月 12 日

飯田市議会
議長 木下克志 様

議会改革推進会議
委員長 原 和世

リニア推進特別委員会のインターネット映像配信について

平成 27 年 3 月 20 日の議会運営委員会で決定した「飯田市議会委員会インターネット映像配信試行実施要綱」で、映像配信を試験的に実施することになっています。

今定例会において、6 月 24 日に映像配信試行の対象となるリニア推進特別委員会が開催されますが、現在の映像配信の準備状況を踏まえて、下記のとおり進めますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 対象の会議

6 月 24 日開催 リニア推進特別委員会（平成 27 年飯田市議会第 2 回定例会）

2 映像配信の準備状況

第 1・2 委員会室に、映像配信機器は設置済み。会議室の天井にカメラを設置。画面には、理事者側の背面から、委員長席を正面にして、議員側全体が映る構図になるよう設定。

ただし、USTREAM（ユーストリーム）により、どのように会議の中継映像が配信・視聴できるか確認がまだできていない。

3 議会改革推進会議の対応

（1）今定例会の会議映像について

今定例会のリニア推進特別委員会については、試行（配信）を行うために映像を録画（記録）することとし、議会改革推進会議で、録画した映像を検証する。

（2）今後の流れ

ア 6 月 24 日（水）リニア推進特別委員会 USTREAM（ユーストリーム）の配信機器により会議映像を録画する

イ 7 月 16 日（木）15 時から議会改革推進会議を開催し、会議映像を検証。

ウ 検証結果について

推進会議での検証結果を取りまとめ、議会運営委員会へ報告を行う。

標準市議会会議規則の一部改正について

【改正趣旨】

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）の一部を改正するもの。

なお、委員会の欠席（同規則第91条）についても同様の改正を行うもの。

【改正文】

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

〇〇市議会会議規則の一部を改正する会議規則

〇〇市議会会議規則（昭和〇〇年〇〇市議会規則第〇号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第九十一条第一項中「附け」を「付け」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

第一条 この規則は、平成二十七年 月 日から施行する。

標準市議会会議規則の改正部分新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>附</u>け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

議会議案第 号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

平成27年6月 日提出

飯田市議会議会運営委員会
委員長 清水 勇

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条に次の1項を加える。

- 2 委員は、自身の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

飯田市議会会議規則新旧対照表（最終 平成25年3月22日議会規則第1号）

改正後（案）	現行
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、自身の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

議会議案第 号

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成27年6月 日提出

飯田市議会議会運営委員会
委員長 清水 勇

記

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
(案)

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年飯田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 自身の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する期間の範囲内であって、かつ、市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例新旧対照表（最終 平成27年3月26日飯田市 第1号）

改正後（案）	現行
<p>（長期欠席期間の決定）</p> <p>第5条 長期欠席期間の始期及び終期は、議長が決定し、議会運営委員会に報告する。</p> <p>2 長期欠席期間の決定は、議員報酬の支給額を決定する際に行うものとし、当該決定の後、長期欠席期間がなお継続する場合においては、議長は終期を延長する決定をする。</p> <p>3 市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず、又は参加しなかった期間を長期欠席期間としない。</p> <p>(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年飯田市条例第28号）に基づき認定された公務又は通勤による災害</p> <p>(2) <u>自身の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する期間の範囲内であって、かつ、市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。</u></p> <p>(3) <u>その他市議会の会議等への出席又は参加に準ずるものと議長が認める理由</u></p>	<p>（長期欠席期間の決定）</p> <p>第5条 長期欠席期間の始期及び終期は、議長が決定し、議会運営委員会に報告する。</p> <p>2 長期欠席期間の決定は、議員報酬の支給額を決定する際に行うものとし、当該決定の後、長期欠席期間がなお継続する場合においては、議長は終期を延長する決定をする。</p> <p>3 市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず、又は参加しなかった期間を長期欠席期間としない。</p> <p>(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年飯田市条例第28号）に基づき認定された公務又は通勤による災害</p> <p>(2) その他市議会の会議等への出席又は参加に準ずるものと議長が認める理由</p>

参考

○労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（産前産後）

- 第六十五条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
- 2 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
- 3 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

○衆議院規則

第八十五条 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

② 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

○標準都道府県議会会議規則

（欠席の届出）

第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。